

栃木県土地家屋調査士会 情報公開に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第112条第2項の規定に基づき、栃木県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が開示する情報の範囲及び公開の方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(本会に関する情報)

第2条 本会は、本会に関する情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 定時総会において承認された事業計画
- (4) 定時総会において承認された一般会計及び特別会計の予算の要旨
- (5) 定時総会において報告された前年度の事業報告
- (6) 定時総会において承認を受けた一般会計及び特別会計の収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の要旨
- (7) 支部に関する事項
- (8) その他本会が相当と認めた事項

(調査士会員の情報)

第3条 本会は、調査士会員の情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 氏名。ただし、調査士名簿に職名の記載を受けた者については、その職名
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 事務所の所在地
- (5) 調査士法人の社員である調査士会員については、その所属する法人会員名
- (6) 土地家屋調査士法（以下「法」という。）第42条の処分に関する事項
- (7) 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報に関する事項
- (8) その他本会が相当と認めた事項

(法人会員の情報)

第4条 本会は、法人会員の情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地及び業務範囲
- (3) 従たる事務所があるときは、その所在地及び業務範囲
- (4) 主たる事務所の設立年月日及び従たる事務所の設置年月日
- (5) 従たる事務所のみを有する法人会員については、主たる事務所の所在地
- (6) 常駐する調査士会員である社員の氏名
- (7) 法第43条の処分に関する事項
- (8) その他本会が相当と認めた事項

(公開の方法)

第5条 情報の公開は、閲覧し、又は本会が運営するウェブサイトに掲載して行う。

(連合会への公開の委託)

第6条 本会は、第3条第6号及び第4条第7号の情報の公開については、前条の規定にかかわらず、日本土地家屋調査士会連合会に公開を委託することができる。

(情報公開の中止等)

第7条 本会は、会員情報として相当と認めた事項であっても、事実と相違することが判明した場合、その他公開することが不相当であると認める場合には、これを公開せず、又は公開を中止することができる。

(細則への委任)

第8条 この規則の運用に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則 (第3条)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (第6条)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、平成31年2月25日から施行する。

附 則 (第2条、第5条)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。(令和3年7月7日理事会承認)

栃木県土地家屋調査士会 情報公開に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、栃木県土地家屋調査士会の情報公開に関する規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、情報公開の範囲の基準について必要な事項を定める。

(本会の情報)

第2条 栃木県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、規則第2条第4号及び第6号に関する情報については、要旨を作成しないでその全部を公開することができる。

2 支部に関する情報は、支部名、支部の会員数、支部長名及び支部の管轄区域を公開する。

(会員の情報)

第3条 本会は、会員の情報を支部ごとに公開する。ただし、規則第3条第2号及び第3号に関する事項については、理事会で必要がないと認めるときは公開しないことができる。

(公開の期間)

第4条 本会は、規則第2条各号の情報を常時公開するものとし、公開事項に変更があったときは、遅滞なく、これを更新するものとする。

2 本会は、会員が規則第3条第6号及び第4条第7号の規程に該当したときは、次に掲げる期間これを公開する。

(1) 戒告の処分を受けたとき。

戒告の処分の日から6か月間

(2) 業務の停止の処分を受けたとき。

業務の停止の処分期間及び処分期間終了の日から1年間

(3) 業務の禁止又は解散の処分を受けたとき。

業務の禁止又は解散の処分の日から5年間

ただし、業務の禁止の被処分者については、公開期間内に土地家屋調査士の登録が行われた場合、公開期間の終了を待たずその公開を終了する。

3 会員に関する情報は、当該会員が会員でなくなったときは、これを抹消しなければならない。ただし、会員が規則第3条第6号又は第4条第7号の規定に該当したときは、この限りでない。

(情報の開示)

第5条 本会は、会員の業務に係る者から、会員の業務に関する情報の開示の求めがあったときは、これを開示するものとする。

(公開の方法)

第6条 本会の情報公開は、閲覧又は本会で運営するウェブサイトで公開する。ただし、規則第3条第6号及び第4条第7号に関する情報は、日本土地家屋調査士会連合会に委託して公開することができる。

(理事会への委任)

第7条 この細則に定めのない情報の公開に関する事項については、理事会で定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 23 年 9 月 2 日から施行する。

附 則 (第 1 条、第 4 条、第 6 条)

(施行期日)

この細則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。(令和 3 年 7 月 7 日理事会承認)